

医療費の助成を行っています



助成を受けるには…？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで、窓口負担がなくなります。

●申請に必要なもの

制度により異なりますので、町ホームページで確認または問い合わせ先へ

●子ども医療費助成制度

中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども

●障害者医療費助成制度

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方

- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・療育手帳A判定、B判定の方（1Q50以下）
- ・自閉症候群と診断された方

●母子家庭等

医療費助成制度

一定所得以下の方で、次に該当する方

- ・ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童
- ・父母のいない18歳以下の児童

●後期高齢者福祉医療費給付制度

給付制度

後期高齢者医療制度に加入している方で、次に該当する方

- ・障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方
- ・「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方

者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方

- ・ひとり暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く）
- ・要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続で受けており、住民税非課税世帯の方
- ・精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方（精神疾患での入院のみ使用可）

●自立支援医療受給者証

（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

●精神障害者医療費助成制度

- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）
- ・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

●自立支援医療費補助（更生医療）

- ・入院のみ使用可
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療（更生医療）を必要とする方

●自立支援医療費補助（育成医療）

18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども

●未熟児養育医療

申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認めたと未熟児

※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども

●問い合わせ

保険医療課 内線158

7月3日月開始

国民年金保険料免除等の申請受付開始

●免除対象期間

7月分～令和6年6月分
※過去の期間は申請日から原則2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

●持ち物

マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
※失業などの特例免除を申請する場合

- ・雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のうちいずれか1点（コピー可）

●その他

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合や、過去に申請が忘れていたなど未納期間がある方は問い合わせ先へ。申請免除は、日本年金機構で、前年所得に基づいて審査が行われます。

専門カウンセラーによる
個別おしごと相談

ママ・ジョブ・ あいち 無料出張相談

退職してから空白が長くて不安、今の自分に合った働き方を見つけたい、再就職の準備は何から始めたらいいの…など、不安や悩みを個別に相談できます。無料の託児(要予約)も利用可能です。

●とき

8月24日(木)
午前9時30分
～午後0時20分
※1人50分程度

●ところ

役場1階 相談室1

●定員 3名(先着順)

●対象

出産・育児などで離職し、再就職を考えている女性

●その他

- ・雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります。
- ・職業紹介はしていません。

●申込み

7月10日(月)～
8月22日(火)に
電話または2次
元コードから問
い合わせ先へ

申込み
フォーム



●問い合わせ

あいち子育て女性
再就職サポートセンター
☎052-485-6996



国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。希望すれば、付加保険料の納付も可能です。

●対象

国民年金第1号被保険者
で出産日が平成31年2月1
日以降の方

※任意加入の方は対象外

●免除される期間

出産予定日または出産日
が属する月の前月から4か
月間。多胎妊娠の場合は、

出産予定日または出産日が
属する月の3か月前から6
か月間

※出産とは、妊娠85日(4
か月)以上の出産(死産、
早産、流産および人工妊
娠中絶を含む)

●メリット!

- ・保険料を納付したものと
して、老齢基礎年金の受
給額に反映される
- ・支払済みの国民年金保険
料は、原則、還付(返金)
される
- ・付加保険料の納付も可能

ただし、届出した月から
開始

●届出方法

出産予定日の6か月前か
ら、または出産後に届書を
問い合わせ先へ

※すでに国民年金保険料が
免除・納付猶予、学生納付
特例が承認されている場
合でも届出してください。

●持ち物

- ・マイナンバーまたは基礎
年金番号がわかる書類
- ・出産日または出産予定日
がわかる書類(母子健康
手帳など)
- ・別世帯の子の場合、出生
証明書など出産日および
親子関係を明らかにする
書類

・本人確認のできるもの
(マイナンバーカード持
参の場合は不要)

●問い合わせ

・半田年金事務所
☎0569(21)2375
・役場保険医療課
内線155



■臨時特例措置の終了

令和2年2月分より行わ
れている、新型コロナウイルス感染症の影響により、
収入源となる業務の喪失や
売り上げの減少などで所得
が相当程度まで下がった場
合の臨時特例措置につきま
しては、令和5年6月まで
の期間をもって終了となり
ました。なお、臨時特例措
置による学生納付特例の申
請手続きも令和4年度(令
和5年3月分)までで終了
しています。

■申請・問い合わせ

・半田年金事務所
☎0569(21)2375
・役場保険医療課
内線155